産 商 商 第 45号 平成23年10月12日

住友不動産株式会社 代表取締役社長 小野寺 研一 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について(通知)

平成23年2月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 京都住友ビル 京都市下京区四条通河原町東入真町68番地
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示 第16号) (以下「指針」という。)を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

当該大規模小売店舗には来客用駐車場及び駐輪場を設置していないことから,今後と も店舗周辺における違法駐車及び駐輪対策に努めることが望まれます。

1 現在の状況(立地状況等)

当該商業施設は、本市を代表する商業拠点である四条河原町に、また、都市計画上の 商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側に四条通を隔てて商業施設が、西側に河原町通を隔てて商業施設が、南側に商業施設、集合住宅が、東側に低層住居、商業施設等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場に関する質問はあったが、営業時間の変更に関する反対意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について, 指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日当たりの総来店数が増加し、廃棄物等の排出量が増加すること及び騒音について昼間の等価騒音レベルが高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(1) 廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば、現状の保管施設容量により対応可能であると判断される。

(2) 昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

開店時刻の繰上げに伴い、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、 一部店舗のみの繰上げであること、また室外機等の増設や位置の変更もないことを 踏まえると影響は少ないと考えられる。

なお,当該大規模小売店舗には来客用駐車場及び駐輪場を設置していないことから, 今後とも店舗周辺における違法駐車及び駐輪対策に努めることが望まれる。